

ガス小売供給約款 新旧対照表

変更前		変更後
<p>20 料金その他の支払い方法</p> <p>(3) (1) イ、ロの支払いの手続きが完了するまでは、<u>料金を払込み</u>の方法でお支払いいただきます。</p> <p>(4) <u>お客さまは、料金を、支払義務の発生した順序で支払うもの</u>といたします。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本約款の実施期日 本約款は、<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>変更・追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>	<p>20 料金その他の支払い方法</p> <p>(3) (1) イ、ロの支払いの手続きが完了するまでは、<u>料金を払込 (コンビニエンスストア払い)</u>の方法でお支払いいただきます。<u>ただしお客さまが振込みを希望される場合はあらかじめ当社に申し出ていただきます。</u></p> <p>(4) <u>(3)の払込 (コンビニエンスストア払い)の払込用紙を発行する場合、原則として払込用紙の発行に係わる手数料として 300 円(税別)を請求します。</u></p> <p>(5) <u>お客さまは、料金を、支払義務の発生した順序で支払うもの</u>といたします。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本約款の実施期日 本約款は、<u>平成 30 年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p>